

I 学校における危機管理について

危機発生時（傷病者発生時、不審者侵入時、災害発生時）、児童生徒等に被害が及ぶことがないように、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくことが重要である。

1 平常時の取組

危機発生を未然に防止することが重要である。

- ①事故が発生する可能性の把握、対策の検討
- ②情報伝達や、関係機関との連絡を効果的に行うための連絡体制の整備
- ③危機管理対応マニュアルの見直しと、それに基づく訓練や研修の実施
- ④過去に発生した事例、国や市から発出される文書の整理

- 各学校では、危機発生時（傷病者発生時、不審者侵入時、災害発生時）の様々な場面を想定し、「さいたま市立〇〇学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル」（以下「マニュアル」）を作成する。なお、その際、管理職不在時の対応について明確にする。
- 全教職員でマニュアルの内容について共通理解する。また、定期的にマニュアルの見直しを行う。
- 教職員や保護者等との連絡体制を整備する。
 - ・教職員の連絡先
 - ・保護者の連絡先、引渡し者のリスト
 - ・教育委員会の連絡先
 - ・関係機関の連絡先等
- 危機発生時に適切な対応がとれるよう、次のことについて体制を整備する。

＜傷病者発生時について（重大事故の未然防止）＞

→A S U K A モデルP.1～P.7参照

→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】参照

- ・健康観察の徹底
- ・保健室環境の整備（保健室備品、衛生材料の整備）
- ・児童生徒等の健康に関する情報（かかりつけ医、配慮を要する事項）や緊急連絡先の把握及び教職員間での共通理解
- ・近隣医療機関との協力体制の強化・情報収集（診療科目、診療時間、電話番号、場所、休診日）
- ・救急車の要請基準やタクシー会社の電話番号の確認
- ・重大事故発生時携行機材等のパッケージ化

- ・携帯電話等の所持
- ・救急搬送にかかわるスペースの確保
- ・指導開始前及び終了後のブリーフィング（＊）の徹底
- ・ウォーミングアップの徹底（体育活動時）
- ・傷病者発生時対応訓練の実施

<不審者侵入について>

- ・「学校安全ネットワーク」の拡充
 - ・来校者への声かけ
 - ・出入り口の限定（学校警備員による警備）
 - ・校地内、校舎内外の巡回
 - ・通学路の安全点検
 - ・防犯カメラ等、防犯機材の点検
 - ・防犯ホイッスルの携帯
 - ・退勤時の施錠及び機械警備セットの徹底
- 等

<災害発生時について>

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針参照

→学校における防災教育参照

- ・転倒及び落下防止の視点による安全点検の実施
 - ・避難経路の確保及び周知
 - ・出入り口の限定
 - ・校地内、校舎内外の巡回
 - ・通学路の安全点検
- 等

危機発生時に、マニュアルに基づいて迅速に対応できるよう、毎年、訓練や心肺蘇生法に関する研修等を行う。

教職員は、普通救命講習Ⅰを少なくとも3年に一度、受講する。

教職員は、応急手当普及員講習会を積極的に受講する。

教科指導等における安全上の留意事項について確認するとともに、年間指導計画に基づいて適切に指導する。

*ブリーフィング…最終打ち合わせ。リスクの軽減を図るため、指導前には、想定されるリスクや対応策について話し合い、指導後には、児童生徒の健康状態に関する情報共有や活動内容に関する評価を行う。→A S U K A モデル P. 6～7 参照

2 危機発生時（傷病者発生時、不審者侵入時、災害発生時）の対応

→A S U K A モデル参照

→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】参照

→震災時における児童生徒の安全確保等の指針参照

→学校における防災教育参照

- 児童生徒等の安全の確保を最優先に考えて行動する。
- 指揮命令系統を明確にして対応する。校長は、指揮命令者として、対応する教職員に対し役割を分担するとともに、各役割の対応状況を把握する。なお、校長不在時については、指揮命令者を事前に決めておく。
(傷病者発生時の対応→A S U K A モデルP. 8~10参照)
- 迅速に情報収集、記録、伝達を行う。
- 危機発生からの状況及び対応を、簡潔かつ適切に、時系列に沿って記録する。
- 児童生徒等の動揺を防ぎ、二次災害を阻止するための安全確保を行う。
- 事故の程度や状況に応じ、教育委員会や警察署等の関係機関へ報告するとともに、必要に応じて校内に危機対策本部を設置する。また、教職員全員で、事故についての共通理解を図る。
- 保護者への連絡は、推測を交えず事実を正確に伝え、誠意をもって対応する。
- 関係機関と連携を図り、児童生徒、保護者、教職員等関係者の「心のケア」に努める。

3 傷病者発生時の対応における留意事項

→A S U K A モデルP. 8～11参照

→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】参照

- 第一発見者は、その場で、傷病者の観察と応急手当を継続する。近くにいる教職員や児童生徒等に応援を要請する。
反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにA E Dを手配し、心肺蘇生を行う。
- 傷病者発生時、指揮命令者は、対応に当たる教職員の役割分担を直ちに行う。
分担する内容は、
 - ・心肺蘇生を含む応急手当
 - ・救急車の要請（119番通報）
 - ・児童生徒等の誘導
 - ・記録
 - ・A E Dの手配
 - ・保護者への連絡
 - ・救急車の誘導等
- 医療機関へ搬送する際、緊急の場合を除き、かかりつけの病院等の有無について保護者に確認する。
- 救急車の要請は、事故の状況を把握し、「救急車の要請基準」(P. 13、14)を参考に行う。また、緊急を要する場合は、携帯電話を活用し救急車要請を迅速に行う。
- 救急車を要請する時には次の情報を収集し、正確に伝達する。
 - ・住所（現在地）
 - ・傷病者発生の状況（場面、時刻 等）
 - ・傷病者の年齢や性別
 - ・傷病者の症状（意識、普段どおりの呼吸、頭部外傷、けいれんや麻痺、出血の有無）
 - ・傷病者のいるところ
 - ・治療中の病気やかかりつけの病院
 - ・通報している電話番号等
- 救急車の要請時に、消防局の口頭指導があった場合は、指示に従って直ちに実行する。（救急車が到着するまで、通話状態にしたままにする。）
- 救急車が到着するまでの時間、心肺蘇生法を含む応急手当及び傷病者の観察を継続して行う。（反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、ためらうことなくA E Dを使用する。）

- 傷病者発生状況、応急手当の実施状況、傷病の程度、事故発生後の対応等を記録しておき、救急隊や保護者に対して正確に説明する。
- 傷病者の保護者等への対応
 - ・ 事実を正確に伝える。
 - ・ 御家族が医療機関から得た情報について、提供いただくよう依頼する。
 - ・ 報道発表、保護者会等で情報を提供することの了解を得るとともに、その内容を確認する。（氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯については、公表の可否を必ず保護者に確認する。）
- 学校管理下での災害は、基本的に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる。状況を把握し、確実に請求手続きを行なうとともに、適切な時期に保護者へ連絡する。

4 再発防止に向けた取組

→A S U K A モデルP. 11参照

- 事実確認と分析
- 全教職員で事故の原因やその対応について分析・評価を行う。また、それに基づき、再発防止策を講じる。
- 様々な場面を想定したシミュレーション、安全点検の徹底などを行い、安全管理の充実を図る。
- 学校教育全体を通じて、安全に関する指導の充実を図る。

命を守るための留意事項

- ①指揮命令系統の明確化
- ②正確な情報収集及び情報伝達
- ③早期の救急車要請と適切な応急手当の実施
- ④救急車到着までの応急手当と観察の継続

目の前で誰かが突然倒れたら ～迷わず、落ち着いて～

反応（意識） 普段どおりの呼吸

なし / わからない

応援要請 救急車要請 A E D 手配

胸骨圧迫とA E D